

平成 29 年 4 月 14 日

自民党看護問題対策議員連盟
会長 伊吹 文明 殿

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 上泉和子



要 望 書

時下 ますますご清祥のことと存じます。看護学教育についてのご尽力に感謝申し上げます。

一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護学高等教育機関相互の連携と協力により、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする法人です。保健師・助産師・看護師の国家試験受験資格を取得させうる 4 年制大学及び省庁大の代表を社員とし、設置主体を問わず看護系の大学が加盟しています。

看護系大学、学部等は、平成 29 年 4 月には 257 校、267 課程となり、わずか 30 年の間に 25 倍になりました。入学定員は前年より 1,000 人近く増え、およそ 22,500 人となります。関係各位のご尽力に心からお礼申し上げます。看護基礎教育を学士課程で行うことは、長年にわたり看護界が待望してきたところであり、今後ともより一層の、看護学士教育の量的拡大に努力してまいります。一方で社会から看護学教育の質保証に重大な関心がよせられており、日本看護系大学協議会はこのような状況をふまえ、「看護学士教育の質保証—量と質の共栄—」という観点から、取り組んでいく所存です。

つきましては、下記の点について多大なるお力添えをいただきたくご協力、ご支援をお願い申し上げます。

1. 日本看護学教育認証評価機構設立へのご支援と助成について

わが国の第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月閣議決定）では、高度専門人材育成に向けて、「大学における分野別質保証の構築・充実に向けた取り組みを促進する」こととしています。看護学教育においても質保証の観点から分野別教育評価が重要であると認識し、かねてより文部科学省大学評価研究委託事業等の助成を受け、分野別評価の実施に向けて取り組んできました。

本協議会ではグローバルスタンダード（CCNE：Commission on Collegiate Nursing Education）に即した、学士課程ならびに大学院修士課程の看護学教育コアコンピテンシーを策定し、現在は文科省のモデルコアカリキュラムの策定への協力を通して、評価基準とともに評価体制の整備をしているところです。現在は機構設立準備委員会を立ち上げ、平成 30 年度中に分野別評価の実施体制である「日本看護学教育認証評価機構」の設立を予定しています。

つきましては、分野別認証評価の円滑な実施に向け、評価の試行に、多大なるご支援と助成をお願い致します。

2. 地域における看護力強化のための教育・研究のためのご支援と助成について

本協議会は、平成 28 年度に文部科学省からの助成を得て、地域包括ケアの時代に向けた新たな看護学実習の在り方について提言するために、先駆的な実習の取り組みについて調査を実施しました。本研究から、地域包括ケア時代に向けた新たな臨地実習の在り方として、1) ディプロマポリシー/卒業時到達目標・コアコンピテンシーに地域の看護ケアを反映した実習構成、2) 新たなヘルスケアニーズや変化する保健医療システムに対応した実習、3) 地域志向性を持った地域在宅完結型実習の構築、4) IPE (Interprofessional Education: 専門職連携教育)、IPW (Interprofessional Work : 専門職連携実践) の推進、5) 臨床実習における指導者との協働・教員の教育力向上、が明らかとなりました。

一部の大学では、先駆的取り組みとしてすでに新たな観点からの実習が開始されているところですが、すべての教育課程に普及させるため、実習に限らず地域で看護を実践する指向性を育成するための教育のグランドデザインが必要となります。これらをふまえ、①地域における看護ケア強化のための教育のグランドデザイン開発研究に対する助成、②地域で実習を引き受ける施設への実習教育費の補助、③地域包括ケアを推進できるリーダーシップやマネジメント能力を具えるために、高度実践看護師養成のプログラム開発ならびに大学院生の学修への助成をお願い致します。

3. 看護系大学における教員の確保、資質向上のためのご支援と助成について

看護系大学の量的拡大にあって、新設大学のみならず、既設の大学も教員確保が困難な状況にあります。看護系大学教員数はおよそ 7,000 人で、平成 27 年度の実績では、看護学修士 228 名、博士 123 名が大学等に就職しておりますが、看護系教員の数的な不足は明らかで、大学教育の質保証においては、教員の確保が喫緊の課題です。

また、コアコンピテンシーを基盤とするモデルコアカリキュラム、ならびに学士力や各大学の 3 つのポリシーに基づき、今後各大学ではカリキュラム改定が必要となります。カリキュラム開発とカリキュラムマネジメントが実施できる、看護教員の育成、研修プログラムが必要となります。

保健医療福祉のパラダイムシフトに呼応し、地域における看護ケアの実施、教育カリキュラムの構築、および担当教員の地域での教育力向上が必要です。

以上の 3 点をふまえ、①経験豊かな看護職の大学院進学を促進するために、一定の所得保障に役立つよう、大学院における看護教員養成に対して、所属する施設・大学への助成、ならびに奨学金補助、②看護教員の FD プログラムの開発と研修実施への補助、③大学/学部管理者のための FD プログラムならびに研修実施への補助、をお願い致します。

4. 高度実践看護師（専門看護師：CNS、ナースプラクティショナー：NP）教育の推進

日本看護系大学協議会では、平成 10 年より大学院における専門看護師教育課程の認定を開始し、平成 24 年には概念を整理し、専門看護師とナースプラクティショナーを含む高度実践看護師制度に改正しました。平成 26 年度にはナースプラクティショナー教育課程の認定を開始し、修了者を

出すこととなりました。

教育課程の増加、高度実践看護師へのニーズ、ならびに専門看護師の活躍や成果を鑑みれば、その教育の推進に力を入れる必要があると認識しています。そこで、現在は本協議会の委員会組織で行っている取り組みを、将来的には高度実践看護師の教育課程ならびに個人認定を行う独立した組織として立ち上げ、さらなる高度実践看護師の教育の推進と活動の支援、を行うことが社会や国民のニーズに応えることにつながると考えます。

そこで、①高度実践看護師教育課程認定機構（仮称）立ち上げへのご理解、ご支援を賜りたい。また、②高度実践看護師教育課程進学者への奨学資金のご支援をお願い致します。

5. 博士課程教育の推進・充実

看護系大学においては、博士課程は89校となり、研究者、教育者の育成に尽力してきました。しかしながら近年の研究開発のニーズをみれば、政策に資するビッグデータ等を扱うことができる研究者、学際的研究開発プロジェクトをマネジメントできる研究者などの必要性が高まっていることは明らかです。

そこで、①政策に資するようなビッグデータを扱うことができる研究者を育成する博士課程教育への支援、②学際的な研究開発のプロジェクトを運営できる研究者育成が可能な博士課程への支援、をお願い致します。